

播磨町議会基本条例（素案）

目次

前文

第1章	総則（第1条）
第2章	議会及び議員の活動原則（第2条第4条）
第3章	町民と議会の関係（第5条―第6条）
第4章	議会と行政の関係（第7条―第10条）
第5章	自由討議の活性化（第11条）
第6章	委員会の活動（第12条）
第7章	政務調査費の執行（13条）
第8章	議会及び議会事務局の体制整備（第14条―第17条）
第9章	議員の政治倫理、身分及び待遇（第18条―第19条）
第10章	最高規範性と見直し手続（第20条―第21条）

附則

（前文）

地方議会は、地方分権の時代にあつて二元代表制のもと、首長及び執行機関とは緊張関係を維持しながら政策等の立案・決定・執行について、監視機能及び立法機能を十分に発揮し、真の地方自治の実現を目指すものである。

播磨町議会（以下「議会」という。）は、播磨町民（以下「町民」という。）の代表機関であり、町民が大切にされるまちづくりに向けて、その役割と責務を全うし、播磨町における民主主義の発展と町民の福祉の向上を使命として活動する。

議会は、憲法及び地方自治法を遵守して、公平性、透明性を確保することにより、町民に開かれ協働する議会、町民に信頼され活力ある議会を実現し、町民が安心して生活できる豊かなまちづくりに寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の運営主体としてふさわしい議会に必要な基本事項を定めることにより、議会の活性化と充実を図り、もって町民に身近で信頼される議会を実現することを目的とする。

『第1条の解説』

- 1 この条例は、議会運営の基本事項を定めることにより、町民に身近で信頼され、町民から関心を持たれるような議会の実現を目指しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、町民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及

び信頼性を重視して、町長等執行機関（以下「町長等」という。）の町政運営状況を監視するものとする。

- 2 議会は、町民の多様な意見を把握して町政に反映させるために、必要な政策を自ら立案し、条例制定等を行い、町民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。
- 3 議会は、町民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに、町民に対して議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。
- 4 議会は、町民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる播磨町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）、播磨町議会委員会条例（昭和62年条例第17号）及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。
- 5 議会は、町民の傍聴意欲が高まるような議会運営に努めるものとする。

『第2条の解説』

- 1 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う町政運営を公正にチェックすることを定めています。
- 2 議会は、町民の多様な意見を基に研究を行い、政策立案に取り組むことを定めています。
- 3 議会の情報公開と説明責任を定めています。
- 4 町民にわかりやすい議会運営のために、会議規則等を継続的に見直すことを定めています。
- 5 町民の傍聴意欲を高めるような議会運営に努めることを定めています。

（議員の活動原則）

- 第3条 議員は、町民全体の奉仕者であることを常に自覚して活動しなければならない。
- 2 議員は、町政全般についての課題及び町民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民の代表としてふさわしい活動を行うものとする。
 - 3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の責任ある自由な討議を尊重するものとする。
 - 4 議員は、招状を受けた本会議及び委員会には出席を最優先しなければならない。

『第3条解説』

- 1 議員は、議会の構成員として町民全体の福祉の向上を目指して活動することを定めています。
- 2 議員の情報収集能力と調査研究、町民の代表としての活動原則について定めています。
- 3 政策水準を高めるために、議会制度の重要な要素である議員間における責任ある自由な討議を進めることを定めています。
- 4 議員として、議会活動を最優先することを定めています。

（会派）

- 第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派に関する取り扱いは、別に定める。

『第4条の解説』

- 1 合議機関である議会において、議員は議員集団として活動ができることを定めています。

第3章 町民と議会の関係

(情報の公開)

第5条 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則として公開する。

- 2 議会は、会議録の公開に際し、町民等が可能な限り情報を得られるよう努めるものとする。

『第5条の解説』

- 1 本会議・委員会等の原則公開することを定めています。
- 2 ホーページ等で広く情報公開することを定めています。

(町民参加及び町民との協働)

第6条 議会は、町民が議会の活動に参加できるような議会報告会等を開催するものとする。

- 2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、請願を町民からの政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。
- 4 議会は、町民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図るものとする。

『第6条の解説』

- 1 議会は、町民との対話の機会を多様に設けることを定めています。
- 2 法律の制度を活用し、町民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。
- 3 請願を町民の政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴取する機会を設けることを定めています。
- 4 町民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図ることを定めています。

第4章 議会と行政の関係

(緊張関係の保持)

第7条 議会審議において、議員と町長等は、緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 議会の代表質問及び一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- 3 町長等は、議員の質問等に対して、議長の許可を得て反問することができるものとする。ただし、反問は質疑、質問の論点整理におけるものとする。

『第7条の解説』

- 1 議会審議における議員と町長等執行機関との緊張関係の保持について、定めています。
- 2 論点、争点を明確にするため、代表質問・一般質問の質問方法を定めています。
- 3 議員の質問等に対して論点、争点を明確にするため、議長の許可により町長等は、逆質問ができることを定めています。

(新規事業等の説明資料の提供)

第8条 議会は、町長が提案する新規事業及び既存事業の大幅な変更等の水準を高めるため及び町民への公開のため、町長に対して、次の各号に掲げる事項の資料の説明に

努めるよう求めるものとする。

- (1) 事業費及び財源内訳
- (2) 基本計画に定める施策との関連性
- (3) 現況及び事業の必要性
- (4) 緊急度及び効果
- (5) 町民参加の有無及びその内容
- (6) 類似する自治体や近隣自治体との比較検討

2 議会は、前項の新規事業等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

『第8条の解説』

- 1 政策水準を高める議論を行うため、6項目の情報提供に努めるよう町長に求めることを定めています。
- 2 議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。

(予算及び決算における政策等説明資料の作成)

第9条 議会は、町長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、町長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策等説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

『第9条の解説』

- 1 町長が、予算案や決算を議会に提出するに当たり、前条同様に、町民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成に努めるよう町長に求めることを定めています。

(議決事件の拡大)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、町政全般にわたり重要な計画等について、議会と町長等が共に町民に対する責任を担いながら、計画的かつ町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するものとする。

- (1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画
- (2) 播磨町都市計画マスタープラン
- (3) 町が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、特に重要なもの

『第10条の解説』

- 1 町政全般にわたる重要な計画等について、議会と町長等が町民に対する責任を共に担うことにより、計画的で町民の視点に立った透明性の高い町行政を推進することを定めています。

第5章 自由討議の活性化

(自由討議の保障)

第11条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の責任ある自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、委員会等において、議案及び町民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な自由討議を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について町民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。

『第11条の解説』

- 1 議会は、より良い結論に導くための討議の場であることを確認し、議員間の討議を中心とした運営に努めることを定めています。
- 2 議会は、議案審議等の結論を出す場合、議員間で十分に討議を尽くして合意形成に努めること及び町民に対し結果の説明責任を果たすことを定めています。

第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

- 第12条 議会は、社会経済情勢の変化による新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。
- 2 委員会は、町民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び町民が自由に情報及び意見交換をする懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 委員会は、議員相互間の活発な討議を通じて、政策、条例、意見書等の案を積極的に提出するよう努めるものとする。

『第12条の解説』

- 1 新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かして、適切に対応することを定めています。
- 2 委員会は、積極的に懇談会等を開催し、町民と自由に意見交換を行うことを定めています。
- 3 委員会は、積極的に政策、条例、意見書等の案を提出する努力を行うことを定めています。

第7章 政務調査費の執行

(政務調査費の執行)

- 第13条 政務調査費については、播磨町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第5号）を遵守して適正に執行するとともに、その透明性を確保しなければならない。

『第13条の解説』

- 1 播磨町議会政務調査費の交付に関する条例の遵守、適正執行を定めています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

- 第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

『第14条の解説』

- 1 議員の資質及び政策立案能力向上のため、議員研修を充実強化することを定めています。

(議会事務局の体制整備)

- 第15条 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

『第15条の解説』

1 議会、議員の政策立案機能を高めるため、事務局の体制整備と強化について定めています。

(議会図書室の充実)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

『第16条の解説』

1 議会図書室の充実に努めることを定めています。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、町政に係る情報を議会の視点から、常に町民に対して積極的に公表するとともに、周知するよう努めるものとする。

2 議会は、議案に対する議員の態度を議会広報で公表するなど、情報提供に努めるものとする。

3 議会は、インターネット配信等の情報技術の発達を踏まえ、多様な広報手段を活用することにより、多くの町民に議会が関心を持たれるよう広報活動に努めるものとする。

『第17条の解説』

1 議会は、町政の重要な情報を町民に周知することを定めています。

2 議員の活動を町民が評価できるようにすることを定めています。

3 情報技術の発達を踏まえた広報の充実について定めています。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第18条 議員の政治倫理は、別に条例で定める。なお、議員は、町民の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、播磨町議会議員政治倫理条例（平成15年条例第1号）を規範とし、遵守しなければならない。

『第18条の解説』

1 議員の政治倫理は、別の条例で定め、条例を規範として遵守することを定めています。

(議員定数及び議員報酬)

第19条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員定数又は議員報酬の改正は、町政の課題及び将来展望、町民の多様な意見を反映するよう十分に考慮しなければならない。

3 議員定数又は議員報酬に関する条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会及び議員から提出するものとする。

『第19条の解説』

1 議員定数と議員報酬は、別の条例で定めています。

2 議員定数と議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけではなく、町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また参考人制度や公聴会制度を活用して、広く町民の意見を聴取す

るなど改正の判断をすることを定めています。

3 議員定数と議員報酬の改正提案を委員会及び議員がする場合について定めています。

第10章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

『第20条の解説』

1 議会基本条例は、播磨町議会における最高規範であることを定めています。

2 一般選挙後の条例の研修について定めています。

(見直し手続)

第21条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

『第21条の解説』

1 条例の検証と対応を定めています。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 年 月 日から施行する。